

公認会計士短答式試験 自己成績の分析

2012年7月22日

原告 島崎 崇

年度	合格点	推定平均点	自己得点	推定位置	自己倍率	Z値	倍率/2	Z値
2006	69.0	62.56	-	-	-	-	-	-
2007	65.0	52.76	-	-	-	-	-	-
2008	65.0	54.37	57.2	41.95%	2.384	-1.876	-	-
2009	70.0	54.91	58.2	40.60%	2.463	-1.774	-	-
2010 I	71.0	52.68	57.6	36.11%	2.769	-1.382	1.385	-3.157
2010 II	71.0	47.48	68.2	6.95%	14.389	13.512	7.194	4.290
2011 I	73.0	55.72	71.0	12.77%	7.829	5.104	3.914	0.086
2011 II	73.0	47.67	71.0	4.76%	21.028	22.023	10.514	8.545

推定平均点は、模試などのデータを独自に調査し、その結果を参考にして算出したものである。

推定位置は、受験者全体に於ける上位からの位置を表している。

自己倍率は、推定位置の逆数である。

Z値は、1995年～2008年の合格倍率の平均値3.847、標準偏差0.780に基づいて、自己倍率のZ値を求めたものである。

合格点のデータは、公認会計士・監査審査会がウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/>) で公表している、毎回の「公認会計士短答式試験の合格発表について」に基づいている。尚、原告は受験していないが、2006年及び2007年についても、合格点が公表されているので、参考のために表中に掲載した。

原告は、毎回の短答式試験に於いて、問題用紙に解答した番号を記入しておいた(甲10号証の1)。このため、各問題の正解が公表されたとき、自己採点することができた。原告は、2010年第Ⅱ回の短答式試験では、68.2点(推定で受験者の上位6.95%の得点)をマークした(甲10号証の2)。そして、2011年第Ⅰ回は71.0点(推定で上位12.77%)、又2011年第Ⅱ回には71.0点(推定で上位4.76%)に位置していた(甲10号証の3,4)。原告は、後に、公認会計士・監査審査会に対して個人情報の開示請求を行い、実際の得点が、全て上記自己採点の得点と同じであることを確認している(甲11号証の1~4)。このため、仮に、従前の20%~30%程度の合格率であれば、原告は既に3回合格していたことになる。又、仮に2010年から年二回の試験になったことを考慮して、半分の10%~15%程度の合格率を想定した場合でも、原告は少なくとも2回合格していたことになる。

自己倍率のZ値から、原告の合格可能性を計算することができる。例えば、2008年短答式試験での原告の合格可能性は、 $P(Z < -1.876) = 0.03030$ より、僅か3%であり、合格の見込みは殆どなかったと言える。

しかし、2010年第Ⅱ回から2011年第Ⅱ回にかけての3回の試験では、Z値が異常に高い値を示している。この3回のうちで最も低い2011年第Ⅰ回でも、 $Z = 5.104$ と、極めて高い値である。 $P(Z < 5.104) = 0.9999998337$ であるから、原告の71.0点という点数では、100万分の99万9999を上回る可能性で合格していたはずである。それが不合格になった。他の2回に至っては、 $Z = 13.512$ 及び $Z = 22.023$ と、途方もない数値を記録している。このZ値で合格しないことは、絶対でない。

2010年から短答式試験が年二回になったことを勘案して、自己倍率を半分にしてそれらの Z 値を計算し直した結果が、表の右端 2 列にある。この場合でも、2010 年第 II 回は $Z=4.290$ 、2011 年第 II 回は $Z=8.545$ と、極めて高い異常値を記録している。 $P(Z<4.290)=0.999991066$ より、やはり原告は、凡そ 10 万分の 9 万 9999 の確率で 2010 年第 II 回の試験に合格していたはずである。又、 $P(Z<8.545)=0.99999999999999999999999993573$ であるから、2011 年第 II 回については、原告の合格可能性は 10 京分の 9 京 9999 兆 9999 億 9999 万 9999 を上回っている。言い換えると、原告の 71.0 点という得点をマークすれば、10 京回短答式試験を受験したところで、1 回も不合格になることはないのである。尚、2011 年第 I 回については、 $P(Z<0.086)=0.5342$ より、合格可能性は凡そ 2 分の 1 であった。

次に、同一年の試験の公平性の観点から原告の合格可能性を考察する。仮に、2010 年第 II 回の合格率が第 I 回とほぼ等しくなっていた場合（合格点が 67 点若しくは 66 点の場合）、原告は 68.2 点をマークしていたので、2010 年第 II 回の試験で合格していたことになる（甲 4 号証の 2）。又、2011 年第 II 回に至っては、原告は 71.0 点であるため、仮に合格点が 66 点若しくは 65 点で第 I 回と公平な試験であった場合、原告は悠々と合格していたはずである（甲 4 号証の 2）。

以上から、次の結論が得られる。

- (1) 原告は、従来であれば間違いなく合格する得点到 3 回も達していたが、公認会計士・監査審査会が、従来の合格倍率からは考えられないほどに合格倍率を吊り上げたことによって、その都度不合格にされた。
- (2) 短答式試験の年二回化を考慮して自己倍率を半分にした場合でも、原告は、従来であれば間違いなく合格する得点到 2 回達していた。
- (3) 公認会計士・監査審査会が、同一年の試験を著しく不公平にした結果、原告は、2010 年第 II 回及び 2011 年第 II 回の短答式試験に於いて、本来は合格していたところを何れも不合格にされた。